平成２４年（フ）第３３７号
岐阜市新桜町11番地、開始決定時の住所岐阜市末広町69番地
破産者　野村　廣志
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１２６号
愛媛県松山市土居田町611番地３
破産者　株式会社サイゴンセラミックジャパン
1　決定年月日　平成25年９月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第２０６４号
さいたま市西区三橋５丁目267番地１
破産者　太田商事株式会社
1　決定年月日　平成25年９月３日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２４年（フ）第１１号
岩手県奥州市水沢区字大町41番地
破産者　有限会社千葉正商店
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２４年（フ）第６９８号
川崎市川崎区田辺新田３番２号、商業登記簿上の本店所在地東京都大田区千鳥２丁目40番７号
破産者　株式会社トーメ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第９１号
新潟県燕市燕4367番地
破産者　中沢　　剛
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第３９号
新潟県燕市花園町３番11号
破産者　佐藤　　正
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２５号
富山県高岡市源平町30番地
破産者　株式会社金平商店
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第２００１号
名古屋市北区楠味鋺１丁目106番地
破産者　株式会社ケイエルエスプロダクツ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２２４３号
名古屋市名東区猪子石１丁目505番地
破産者　有限会社イワショウ
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５４９号
大阪府寝屋川市本町16番１号
破産者　河内商事株式会社
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３８４７号
大阪市鶴見区安田２丁目２番５号
破産者　株式会社関西ネット工業所（旧商号有限会社関西ネット工業所）
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第１０５４号
愛媛県松山市宮西２丁目３番７
破産者　株式会社ニューフロンティア
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第５３２号
沖縄県那覇市字小禄980番地の36
破産者　株式会社兼城建設
1　決定年月日　平成25年９月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第５７４号
新潟市西蒲区角田浜1581番地19
破産者　有限会社角田産業
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２５０号
三重県津市大里睦合町1381番地１、破産手続開始決定時の住所三重県鈴鹿市郡山町65番地の１
破産者　伊藤輝代志
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
津地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字北吸241番地４
破産者　有限会社キリムラ木工
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２４年（フ）第３６３号
兵庫県尼崎市神田中通２丁目28番地
破産者　株式会社尼専デパート
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７号
香川県仲多度郡多度津町西浜10番21号
破産者　興洋産業株式会社
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第８３４号
福岡県朝倉郡筑前町高上812番地
破産者　株式会社原口組
1　決定年月日　平成25年９月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
福岡地方裁判所第４民事部